

現 行	改 正 後
<p data-bbox="397 428 1151 485">第13次鳥獣保護管理事業計画</p> <p data-bbox="566 871 1169 1052">令和4年 4月 1日から 5年間 令和9年 3月31日まで</p> <p data-bbox="617 1667 928 1709">宮 崎 県</p>	<p data-bbox="1813 428 2567 485">第13次鳥獣保護管理事業計画</p> <p data-bbox="1982 871 2585 1125">令和4年 4月 1日から 5年間 令和9年 3月31日まで (令和8年 6月 8日 変更)</p> <p data-bbox="2033 1667 2344 1709">宮 崎 県</p>

現 行

3) 許可基準
 有害鳥獣捕獲についての許可基準については、原則として次表のとおりとするが、その運用に当たっては前項2)許可基準を踏まえること。

(第17表)

許可権者	鳥獣名	許 可 基 準					被害農林水産物等	
		方 法	区 域	時 期	日 数	1回当り捕獲羽(頭)数		
市 町 村 長	イノシシ	(1)従来の捕獲実績を考慮するなど最も効果的な方法で行う。 (2)空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況においては、この限りではない。	有害鳥獣の生息状況等を勘案のうえ、各市町村ごとに被害の発生している区域及びその隣接地等を対象とし、その範囲は必要かつ適切な範囲とする。 なお、被害等が複数ある場合は、この限りではない。	(1)原則として、被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。 なお、狩猟期間中及びその前後15日間は、狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されないこと。 (2)鳥類の繁殖期に支障がある場合は、その区域における許可を避ける。	1年以内	加害状況に応じ必要頭(羽)数	(1)国及び地方公共団体 (2)法第9条第8項の規定により環境大臣の定める法人 (3)被害等を受けた者から依頼された個人 (5)法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者	水稲、芋類、野菜、飼料作物、椎茸、タケノコ、果樹、豆類、工芸作物雑穀、クサビ 造林木、水稲、椎茸、タケノコ、飼料作物、果樹野菜、芋類、工芸作物雑穀、豆類 椎茸、芋類、タケノコ、水稲、果樹、野菜、飼料作物、豆類、タケノコ、生活環境 野菜、水稲、芋類、果樹、工芸作物、飼料作物、雑穀、生活環境 芋類、果樹、飼料作物、野菜、水稲、豆類、雑穀、生活環境 雑穀 雑穀、水稲 果樹、野菜 野菜、飼料作物、果樹、造林木 生活環境等、建築物等の汚染 各種農林作物、生活環境
	シカ							
	サル							
	アナグマ							
	アライグマ							
	タヌキ							
	カラス類 ドバト							
	カワウ							
	アオサギ ユビキ ヒヨドリ							
	ノリサギ							
鳥獣の卵の採取	加害状況に応じ必要日数	加害状況に応じ必要個数						
市町村長 知事	その他の鳥獣	1か月以内	加害状況に応じ必要頭(羽)数					

留意事項
 1 銃器を使用する場合
 (1) 第1種銃猟による捕獲を行う場合は、原則として散弾銃とするが、地理的条件等により真にやむを得ないと判断され、その安全性等の確保並びに警察及び関係行政機関等を含めた地域における合意形成がなされた場合には、この限りでない。
 なお、その場合であって、ライフルを使用する場合の対象鳥獣は、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルに限る。
 (2) 銃器による捕獲を行う場合は、安全性、効率性等を考慮し、複数名以上の共同捕獲で実施すること。
 (3) 許可区域内であっても、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年3月10日法律第6号)第3条の13、法第38条、規則第7条第1項第7号ハからチまでに掲げる区域においては、銃の使用をしてはならない。
 2 銃器以外の場合
 (1) 銃器以外で、わなによる捕獲を行う場合は、「2(3)わなの使用に当たっての許可基準」のほか、設置個数については、原則として、1申請当たり、くくりわなの場合は捕獲作業員1人に対し30個まで、箱わな、囲いわなの場合は、1日に見回り等管理が可能な基数とし、必ず1日1回以上の見回りを条件として付すること。
 (2) 許可区域内であっても、原則として、規則第7条第1項ハからチまでに掲げる区域においては捕獲を許可しないものとするが、その区域において捕獲を実施しなければ、鳥獣による被害の防止が図れないと判断される場合等、特別の事由がある場合には、許可の条件として付した上で許可する。
 3 捕獲等又は採取後の処理
 原則として、「3-1(1)捕獲物又は採取物の処理等」によるが、地域の有効な資源として活用される場合は、この限りでない。

改 正 後

3) 許可基準
 有害鳥獣捕獲についての許可基準については、原則として次表のとおりとするが、その運用に当たっては前項2)許可基準を踏まえること。

(第17表)

許可権者	鳥獣名	許 可 基 準					被害農林水産物等	
		方 法	区 域	時 期	日 数	1回当り捕獲羽(頭)数		
市 町 村 長	イノシシ	(1)従来の捕獲実績を考慮するなど最も効果的な方法で行う。 (2)空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況においては、この限りではない。	有害鳥獣の生息状況等を勘案のうえ、各市町村ごとに被害の発生している区域及びその隣接地等を対象とし、その範囲は必要かつ適切な範囲とする。 なお、被害等が複数ある場合は、この限りではない。	(1)原則として、被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。 なお、狩猟期間中及びその前後15日間は、狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されないこと。 (2)鳥類の繁殖期に支障がある場合は、その区域における許可を避ける。	1年以内	加害状況に応じ必要頭(羽)数	(1)国及び地方公共団体 (2)法第9条第8項の規定により環境大臣の定める法人 (3)被害等を受けた者から依頼された個人 (5)法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者	水稲、芋類、野菜、飼料作物、椎茸、タケノコ、果樹、豆類、工芸作物雑穀、クサビ 造林木、水稲、椎茸、タケノコ、飼料作物、果樹野菜、芋類、工芸作物雑穀、豆類 椎茸、芋類、タケノコ、水稲、果樹、野菜、飼料作物、豆類、タケノコ、生活環境 野菜、水稲、芋類、果樹、工芸作物、飼料作物、雑穀、生活環境 芋類、果樹、飼料作物、野菜、水稲、豆類、雑穀、生活環境 雑穀 雑穀、水稲 果樹、野菜 野菜、飼料作物、果樹、造林木 生活環境等、建築物等の汚染 各種農林作物、生活環境
	シカ							
	サル							
	アナグマ							
	アライグマ							
	タヌキ							
	カラス類 ドバト							
	カワウ							
	アオサギ ユビキ ヒヨドリ							
	ノリサギ							
鳥獣の卵の採取	加害状況に応じ必要日数	加害状況に応じ必要個数						
市町村長 知事	その他の鳥獣	1か月以内	加害状況に応じ必要頭(羽)数					

留意事項
 1 銃器を使用する場合
 (1) ライフル銃(銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下のライフル銃を除く)を使用する場合の対象鳥獣は、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルに限る。
 (2) 銃器による捕獲を行う場合は、安全性、効率性等を考慮し、複数名以上の共同捕獲で実施すること。
 (3) 許可区域内であっても、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年3月10日法律第6号)第3条の13、法第38条、規則第7条第1項第7号ハからチまでに掲げる区域においては、銃の使用をしてはならない。
 2 銃器以外の場合
 (1) 銃器以外で、わなによる捕獲を行う場合は、「2(3)わなの使用に当たっての許可基準」のほか、設置個数については、原則として、1申請当たり、くくりわなの場合は捕獲作業員1人に対し30個まで、箱わな、囲いわなの場合は、1日に見回り等管理が可能な基数とし、必ず1日1回以上の見回りを条件として付すること。
 (2) 許可区域内であっても、原則として、規則第7条第1項ハからチまでに掲げる区域においては捕獲を許可しないものとするが、その区域において捕獲を実施しなければ、鳥獣による被害の防止が図れないと判断される場合等、特別の事由がある場合には、許可の条件として付した上で許可する。
 3 捕獲等又は採取後の処理
 原則として、「3-1(1)捕獲物又は採取物の処理等」によるが、地域の有効な資源として活用される場合は、この限りでない。